

2013. 10. 4

「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）（案）」に対する県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、平成 25 年 4 月 1 日に施行した長野県食品安全・安心条例第 7 条に基づいて、食品の安全・安心のための施策に関する基本的方向を定め、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための「基本指針（案）」をこの度まとめました。

つきましては、その内容について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

- 1 募集事項
「基本指針（案）」に対するご意見
- 2 募集期間
平成 25 年 10 月 4 日（金）から平成 25 年 11 月 5 日（火）まで
- 3 案の閲覧方法
次のリンクからご覧いただけます。
また、行政情報センター（県庁西庁舎 1 階）、各地方事務所の行政情報コーナー、県食品・生活衛生課、各保健福祉事務所でご覧いただけます。
[「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」（案）（PDF 形式 10 ページ / 389KB）」](#)
- 4 意見の提出方法及び提出先
[「意見提出用紙」（PDF）](#)の様式により、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。
ア 郵 送 〒380-8570 長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
（県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）
イ ファクシミリ 026-232-7288
ウ 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- 5 ご意見の取扱い
提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。
- 6 注意事項
(1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
(2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
(3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を必ず明記してください。
(4) ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。

- ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。
- すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口